

下京区選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録を行う平成22年3月2日において、次のとおり選挙人名簿の調製方法を変更します。

平成22年2月26日

下京区選挙管理委員会

委員長 鎌田 高雄

1 選挙人名簿調製方法変更日

平成22年3月2日

2 選挙人名簿調製方法

磁気ディスクをもって調製

(下京区選挙管理委員会事務局)